

①ないし⑱のとおりである。現在行われている釋奠祭禮においては、祭主、引禮及び執事等が黒朝礼服（琉装）を着用している。また、平成25年9月28日に本件施設で初めて行われた釋奠祭禮では、三跪九叩頭の礼（清朝皇帝の前でとられていた臣下の礼の一つ。）が復活し、第二次世界大戦後途絶えていた啓聖祠の祭禮も復活した。もともと、釋奠祭禮には、沖縄県知事や那覇市長等も来賓として出席し、また、冒頭には近隣中学校の生徒による論語の素読も行われている。（甲11, 12, 14, 16, 35の1, 38の7, 41）

① 釋奠祭禮開始

② 執事就位（全執事が各自の持ち場につく。）

③ 祭主就位（祭主は、引禮に先導され、大成殿に対する。）

④ 啓扉（至聖門開扉の準備）

⑤ 迎神（祭主は、参列者と共に至聖門に向き、孔子を迎える。）

⑥ 進饌（執事が供物の蓋を取る。）

⑦ 上香（祭主は、洗手所で手を浄め、正位及び四配に上香する。）

⑧ 初献禮（祭主は、正位及び四配に、帛（絹織物）及び爵（神酒）を献じる。）

⑨ 祝文奉読（祝文官が、孔子に対し、祝文を中国語で奉読する。）

⑩ 亜献禮（祭主は、2度目の爵を献じる。）

⑪ 終献禮（祭主は、3度目の爵を献じる。）

⑫ 来賓上香（来賓及び補助参加人代表は、引禮に先導され上香する。）

⑬ 飲福受胙（祭主は、孔子よりお下がりの福酒及び福胙を代表して頂戴する。）

⑭ 撤饌（執事が供物に蓋をする。）

⑮ 送神（祭主、参列者共に孔子をお送りする。）

⑯ 燎祝文（祝文、帛、爵の順に燎所に向かい、祝文をあぶる。）

⑰ 闔門（至聖門を閉じる。）

⑱ 撤班（祭主，全執事は，開始前の位置に戻る。）

⑲ 釋奠祭禮終了

オ 旧至聖廟においては，近隣中学校の生徒が合格祈願のために参拝に訪れるなどしていた。本件施設においても，大成殿等には，観光客に加え，家族繁栄や学業成就，受験合格等を祈願する多くの人々が参拝に訪れる。（甲 19，35の3，37，38の5，51の6，52）

また，本件施設においては，平成25年8月から平成26年1月5日までの間，孔子を祀る大成殿の香炉灰が封入された「学業成就（祈願）カード」が1枚100円で販売されていた（甲10の7頁，甲27，38の6）。

カ 旧至聖廟ないし本件施設の明倫堂においては，補助参加人の会員及び一般市民に対して，孔子の教え（論語）や那覇及び久米村の歴史等に関する教養講座（久米孔子塾という公開講座）が，各年度複数回にわたって開催されている。また，本件施設において，県内の小中学校の生徒等の総合学習の受け入れをしている。（甲4，10の11頁，乙21ないし24，丙1，2）。

明倫堂の講堂及び展示場は，補助参加人の定めた利用規程に従い，補助参加人の理事長の許可を受けて，会員以外も使用料（基本使用料は2時間2万円）を納付して，これを利用することができるものとされている（乙25）。

#### (4) 本件設置許可等に至る経緯

ア 那覇市は，平成11年4月に策定した那覇市都市計画マスタープランにおいて，各地域のまちづくりの方針等を策定しているところ，松山公園が所在する那覇西地域について，まちづくりの基本方針の一つとして，「福州園や天妃宮などを核とし歴史性を活かしたクニダのまちづくり」を掲げている（乙1）。そして，平成24年3月に改定された那覇市都市計画マス

タープランにおいても、上記基本方針は維持されている（乙2）。

イ 平成11年3月に旧久米郵便局が他に移転したが、その跡地を那覇市が国から買い取り、松山公園として取り込むという話を聞いた補助参加人の中で、その跡地に孔子廟を移転することで久米の地に回帰したいとの機運が盛り上がった。補助参加人は、平成12年12月には那覇市への要請活動を開始し、平成13年4月20日には、周辺自治会及び周辺の公立学校と連名で、那覇市に対し、「松山都市公園の拡張整備について（要請）」と題する書面を提出した。同書面においては、「松山公園に隣接している旧久米郵便局跡地を福州園と一体となった旧久米村を象徴する歴史的景観を有する都市公園として拡張整備して下さいますよう要請いたします。」などとされていた。（乙3、丙14）

ウ 那覇市においては、平成15年中に、松山公園周辺土地利用計画（案）策定業務に係る委員会や作業部会が複数回開かれ、関係識者等が出席し、松山公園周辺の土地利用計画策定に関して議論が交わされた。その中では、「コンセプトで「儒教的精神」が出すぎていることが気になります。那覇市としてはあくまで「歴史の発祥地」という位置付けです。」との意見が述べられ、これに対して「我々は記念碑的なものがほしいわけではありません。」との意見が述べられたが、「那覇市としては儒学を広めたいわけではありません。久米村の歴史に対して予算を投じるわけであって、儒学をコンセプトに持ってこられると那覇市として困るのです。」という意見が述べられた。また、当初の計画案では、至聖門等による仕切りがなく、一般公衆に開けた状態で本件施設が建設されることが予定されていたのに対し、「儀式の際に門がないと大成殿の機能を果たしません。お寺やお宮は公園とは違うのでやっかいな点ですが。閉じられたように見えても中に入ると実際はオープンということが多い。委員含めて調整すべき問題でしょう。」、「崇聖会としては戦前のような大規模なものを想定していますので、「もど

き」は出来ません。」との意見が述べられ、さらにこれに対して「オープンにする必要はあると思いますが。」「中国の真似ではなく、儒学の現代的な意味を見出しとらえることも必要ではないでしょうか。門は造ってもいいのですが、仕切ることに對しては抵抗があります。」との意見が述べられた。なお、その際は、「大成殿を建てる交差点付近の位置に、崇聖会所有の土地を換地する作業が必要になる」とされていた。また、コンセプトについては、「いくら宗教ではないと主張しても、宗教に限りなく近い。」「現在の孔子廟は関係者しか入れないような印象がある。移転する際は、親しみの感じられるような取り組みを望む。」といった意見も述べられていた。補助参加人は、前記委員会及び作業部会の期間に、3回にわたって那覇市と議論を行い、「大成殿は崇聖会だけのものではなく、あくまで県民全体のものだと考える。」と述べる一方、「これまで培ってきた精神文化を人々に浸透させるべきであり、大成殿はそのための重要な施設。」などとも述べた。(乙4)

那覇市は、平成15年9月、上記委員会や作業部会による議論等を踏まえ、松山公園周辺土地利用計画案(乙4)を策定した。同計画案においては、前記アのまちづくりの基本方針を受けて、松山公園の整備理念を「久米村(クニンダ)における中国との交流拠点としての歴史性、文化性、精神性に基づいた、地域社会に開かれた公園・まちづくり」とし、整備方針は「久米村の歴史性、文化性、儒学的精神性のシンボルとして、また公園施設のシンボルとして、大成殿を整備する。」「久米村らしさのあるアピール性の高いモチーフを用いて統一感を出し、別の世界、別の時代に訪れたような感覚・雰囲気味わえる、他とは違う異次元空間を創出する。」「地域のことが良く分かる学習機能を持った施設の整備を図る。」「地域の有志により久米独特の風俗・風習を掘り起こして再現・披露する。」「地域住民、地元企業、学校関係及び久米崇聖会等と連携し、市民参加型の環境を整備

するとともに、自主的で独創的な運営を目指す。」などとされた。また、これに従った具体的な整備計画においては、周辺の道路から視覚的にも物理的にも仕切りがなく、開放的な孔子廟の歴史公園風イメージとしてデザインされており、大成殿は、広い芝生空間である多目的広場を庭と見立てて、その中の久米交差点付近に配置されていた。もともと、「事業化に向けて」の検討においては、大成殿は、「歴史・文化資産（施設）ではあるが、公的施設としての性格について議論を呼ぶ可能性があり、公的補助金の導入は現段階では難しく、公的な敷地に建設することも同様の理由から難しい」とされ、「今後の課題」において、「特殊施設である大成殿・歴史交流会館（明倫堂）等は、公園施設に該当しないため、公園区域内に配置できない。そこで私有地内に配置することが考えられる」などと整理されていた。（乙4）

エ 那覇市は、沖縄県知事に対し、平成17年9月、都市計画法に基づき、松山公園の整備について、都市計画事業の種類及び名称を「那覇広域都市計画公園事業3・3・那9号松山公園」として、事業認可申請を行い、沖縄県知事から事業認可を受けた（乙5, 6）。また、那覇市は、国から、平成18年2月1日付けで、公園用地の一部である国有地（那覇市久米二丁目30番6所在の面積4560.30㎡の土地）を代金7億6600万円で買い受け（甲6, 10）、さらに、国との間で、同年6月21日付けで、公園用地の一部である国有地（那覇市久米二丁目30番1所在の面積2280.14㎡の土地）について、国有財産無償貸付契約を締結した（甲7）。

その後、那覇市は、沖縄県知事に対し、平成23年3月2日付けで、事業施行期間の延長を理由とする事業計画変更認可の申請をし、同月29日付けで、その認可を受けた（乙5, 6）。また、那覇市は、国に対し、平成23年2月22日付けで、教養施設（本件施設）の建設位置の変更等を理由として、上記貸付契約の一部（貸付物件を指定用途に供すべき指定、利